

丹波市立地方卸売市場条例改正の要旨について

1 趣旨

令和2年6月21日に卸売市場法の一部改正が施行されることに伴い、共通の取引ルールの規定やこれまで兵庫県卸売市場条例により規定されていた卸売業務の許可等について、市条例にて規定するため一部改正を行いました。【施行日：令和2年6月21日】

2 条例改正内容

(1) 卸売業者に係る制度変更及び共通の遵守事項

改正された卸売市場法に基づき、規定しなければならない事項

【開設者（丹波市）に関する事項】

項目	条文(改)	改正種別	内容
卸売業務の許可等	第8条 第8条の2 第8条の3	一部改正 及び新設	兵庫県知事の許可及び認可事項でなくなるため、丹波市長の許可及び認可事項として新たに規定
差別的取扱いの禁止	第20条 第1項	新設	開設者の義務として改正法にて規定されたため、新たに規定
売買取引の結果等の公表	第20条の2 第4項	新設	開設者が行う売買取引の結果等の公表について、改正法により必須規定事項として規定されたため、新たに設定
遵守事項を遵守させるために必要な措置をとることができること	第28条 第29条	一部改正	開設者が取引参加者に対して行うことができる措置について、改正法により必須規定事項として規定されたため、内容を一部改正

【取引参加者に関する事項】

項目	条文(改)	改正種別	内容
名称変更等の届出	第8条の4	新設	県条例の廃止に伴い、市長への届出として新たに規定
事業報告書の提出等	第8条の5	新設	卸売業者が行う事業報告書の提出及び閲覧について、改正法により必須規定事項として規定されたため、新たに規定

売買取引の原則	第 16 条	—	改正なし
売買取引条件の公表	第 16 条の 2	新設	卸売業者が行う売買取引条件の公表について、改正法により必須規定事項として規定されたため、新たに規定
売買取引の方法	第 17 条	—	改正なし
差別的取扱いの禁止	第 20 条 第 2 項	一部改正	すでに規定されている出荷者・買受人に加えて「その他の卸売を受ける者」を追加
売買取引の結果等の公表	第 20 条の 2 第 1 項 第 2 項 第 3 項 第 20 条の 3	一部改正 及び新設	卸売業者が行う売買取引結果等の公表について、改正法により必須規定事項として規定されたため卸売予定数量等・卸売数量等の規定を一部改正し、委託手数料及び奨励金等の交付額の公表について新たに規定
取引参加者の決済方法	第 26 条	一部改正	決済の方法について、改正法により必須規定事項として規定されたため、支払方法及び支払期日の規定を追加

(2) その他の遵守事項

市場ごとに取引参加者の意見を聞いて独自に規定する事項

項目	条文(改)	改正種別	内容
卸売の相手方の制限	第 21 条	一部改正	法改正により開設者が必要に応じて設定できるようになったため、第三者販売に係る相手方の制限を共通の取引ルールに反しない範囲で規定を改正